

横浜市行政手続条例施行規則新旧対照表

現行	改正後
<p>(新設)</p> <p>(職員以外に聴聞を主宰することができる者)</p> <p><u>第4条</u> 手続条例第19条第1項の市長の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を</p>	<p><u>(手続条例第15条第4項に規定する規則で定める方法)</u></p> <p><u>第4条</u> 手続条例第15条第4項(手続条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する市長その他の執行機関の規則で定める方法は、市長等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(手続条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの</p> <p>(職員以外に聴聞を主宰することができる者)</p> <p><u>第5条</u> 手続条例第19条第1項の市長の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を</p>

<p>受けて行うこととされている処分における当該合議制の機関の構成員とする。</p> <p>(行政指導の趣旨等の公表の方法)</p> <p><u>第5条</u> 手続条例第36条の規定による公表は、<u>市長の事務所の掲示場に掲示することによって行うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、<u>総務局長が定める。</u></p>	<p>受けて行うこととされている処分における当該合議制の機関の構成員とする。</p> <p>(行政指導の趣旨等の公表の方法)</p> <p><u>第6条</u> 手続条例第36条の規定による公表は、<u>第4条に定める方法に準じて不特定多数の者が閲覧できるすることができる状態に置くとともに、市長の事務所の掲示場に掲示し、又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることによって行うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、<u>総務局長が定める。</u></p>
---	---